

## 国交省「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」への対応について

### ○ 都居住支援協議会の関与について

- 国の事業スキームとして、居住支援協議会等は、①各地域における住宅整備量の上限の把握、②住宅情報の登録、③住宅情報の提供、④入居状況の確認等の事務を行う必要があるとしている。
- 居住支援協議会等が担う主な事務は、個別の住宅情報の登録や提供、入居状況の確認などである。
- 区市町村における居住支援協議会の基本的役割は、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組みを行うことであることから、これらの事務は区市町村による居住支援協議会が担うことが原則であると考ええる。